

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

由利本荘市告示第95号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年7月10日

由利本荘市長 湊 貴信

### 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規  
東京都品川区南大井六丁目22番7号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM本荘店  
秋田県由利本荘市東梵天183-1 外

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) DCMホームマック本荘店  
(変更後) DCM本荘店

②大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) DCMホームマック株式会社 代表取締役社長執行役員 石黒 靖規  
北海道札幌市厚別区厚別中央三条2丁目1番1号  
(変更後) DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規  
東京都品川区南大井六丁目22番7号

(4) 変更の年月日

- ①令和4年9月1日
- ②令和3年3月1日

(5) 変更する理由

- ①店舗名称をDCMに統一のため
- ②会社統合による小売業者の氏名及び住所変更のため

### 2 届出年月日

令和7年7月8日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

由利本荘市役所 産業振興部 商工振興課

(2) 縦覧期間

令和7年7月10日から令和7年11月10日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市産業振興部商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由